

平成 29 年度
伊勢市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

平成 31 年 1 月
伊 勢 市

1 はじめに

この実施報告書は、伊勢市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、平成29年度に実施した施策等の状況についてとりまとめたものです。

伊勢市男女共同参画都市宣言、伊勢市男女共同参画推進条例の理念に従い、平成24年3月に策定した第2次伊勢市男女共同参画基本計画に掲げた施策に取り組んだ成果と、それに対する伊勢市男女共同参画審議会による評価を明らかにすることで、今後もさらに市民・事業者・教育者等と連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

2 年次報告の構成（目次）

1	はじめに	1
2	年次報告の構成（目次）	1
3	計画の体系	2
4	事業総括と具体的な取り組み	3
	(1) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	
	(3) 働く場における男女共同参画の推進	
	(4) 意思決定の場における男女共同参画の推進	
	(5) 人権の尊重と心身の健康支援	
	(6) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	
5	審議会による評価及び意見	17
6	指標	18
7	資料	19
	・都市宣言	
	・基本理念	

3 計画の体系

《 基本施策 》

《 施策の方向 》

男女共同参画社会の実現
＝性差別をなくし、個々の多様性を認め、尊重しよう＝

(1) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ①男女共同参画に関する正しい理解の普及
- ②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実
- ③学校等における男女共同参画教育の推進

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ①家庭生活における男女共同参画の推進
- ②まちづくりにおける男女共同参画の推進
- ③家庭・地域生活と仕事の両立支援

(3) 働く場における男女共同参画の推進

- ①企業等における男女共同参画の取り組みの支援
- ②多様な就労形態を可能にする労働環境の整備
- ③女性の能力発揮促進のための支援

(4) 意思決定の場における男女共同参画の推進

- ①市の審議会、委員会等への女性登用促進
- ②女性職員の管理・監督職への登用促進
- ③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

(5) 人権の尊重と心身の健康支援

- ①人権意識に基づいた男女平等の意識づくり
- ②国際的視野に立った男女共同参画の推進
- ③性と生殖に関する健康支援の充実

(6) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- ①暴力を許さない社会の意識づくり
- ②ドメスティック・バイオレンスへの対策
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画)
- ③セクシュアル・ハラスメント等への対策

4 事業総括と具体的な取り組み

(1) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「男だから、女だから」という固定概念にとらわれることなく、その個性と能力を發揮できる社会にしていくためには、男女共同参画の意識を高めることが必要です。

市民への意識啓発としては、市民団体「NPO 男女共同参画れいんぼう伊勢」への委託により、映画上映会、講演会、伊勢まつりでのブース出展などを実施しました。また、市民ボランティアの方の企画編集で、男女共同参画推進表彰事業者を訪問し、男女ともに働きやすい職場環境についてのインタビュー記事を広報いせの紙面中に「めざそや！共同参画」のタイトルで、年間4回掲載しました。

学校教育においては、性別にこだわらず自分らしく生きる教育の機会を捉え実践し、保護者へも学校たよりなどを活用した啓発をすすめています。また、教職員も研修を通じて男女共同参画の意識の向上に努めています。

①男女共同参画に関する正しい理解の普及

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
市広報紙などによる啓発	広報いせやリーフレットなどを通じた、わかりやすく実践につながる情報発信に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報いせへ啓発記事「めざそや！共同参画」を年4回掲載した。 ・広報いせ、ホームページなどを活用した、男女共同参画に関する記事やイベントなどの情報提供 ・「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動実施期間」等について、広報いせ、伊勢市ホームページ、行政チャンネルへ掲載し、啓発に努めた。 	市民交流課 広報広聴課
パートナーの日(8月17日)の推進	「パートナーの日」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる実践ができるよう啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内スーパー3箇所において啓発物品等(ウェットティッシュ、パートナーの日のチラシ、れいんぼう新聞等)計870個を配布した。また、スーパーの協力でパートナーの日に作りたい料理の実演販売(1店舗のみ)をした。 ・伊勢まつりにブース出展し「パートナーの日」の周知を図った。 ・市職員による啓発Tシャツの着用(7月6日～8月31日) 	市民交流課 (れいんぼう伊勢) 市民交流課 職員課

		<ul style="list-style-type: none"> ワークライフバランスを推進するため、毎月17日を「パートナーの日推進デー」と位置付け定時での退庁を呼びかけた。 	
市民との協働	「NPO男女共同参画れいんぼう伊勢」など、市民団体との連携を図り、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> れいんぼうフェスタ等において、市民団体と共同で男女共同参画の視点に立ったイベントを開催した。 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
定期的な意識の把握と啓発活動	男女共同参画に関する市民の意識をアンケートなどにより定期的に把握し、取り組みの成果を評価するとともに、新たな施策への反映を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市全体で行う市民意識調査において本計画の指標としている項目を調査した。 	情報調査室 市民交流課
メディア・リテラシーの向上	市民の意識形成に大きな影響力をもつメディアに対し、市民が正しく情報を評価識別し、活用できる能力の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校において、インターネット掲示板等の危険性やトラブルに対する予防的措置などの情報モラル教育や、保護者や教職員向けの情報モラル講座を実施した。 	教育研究所

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
講演会、セミナーなどの開催と支援	講演会やセミナーなどを開催し、指導者の育成を進めるとともに、市民・事業者による取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> れいんぼうフェスタの開催(9月30日、映画上映会105人、講演会219人参加) 県内連携映画祭の開催(7月9日、344人参加) 四郷地区が開催した成人学習講座にれいんぼう伊勢が講師として出席した。 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開設	誰もが参加しやすい講座・セミナーなどの開催をめざし、託児サービスの充実、開催時間の配慮、内容の工夫などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 託児付き事業の開催(映画祭13人) 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
男性への啓発	男性に向けた取り組みを積極的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんパパのためのベビーマッサージとふれあいあそびを開催し、男性の育児参加を啓発し 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)

		た。(6月11日、13組参加) ・親子で工作や昔の遊び体験など、パパが育児に参加する機会を提供した。(2月11日、大人132人、子ども118人参加)	
--	--	---	--

③学校などにおける男女共同参画教育の推進

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
学校教育における推進	子どもたちが社会における女性の参画について正しい知識を習得するとともに、すべての子どもが自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるように、学校、家庭、地域などにおける男女の相互協力や男女の対等な社会参画について学ぶ教育の推進に努めます。	・各小中学校・幼稚園において、子どもたち一人ひとりが自分らしく生きる教育を実践した。学校における職場見学や職場体験学習で様々な職業に触れる機会を設定した。	学校教育課
人権教育の推進	子どもたちが、さまざまな人権問題を自分の生活や生き方と重ね合わせて考え実践行動に移していけるように人権学習の充実を努めます。	・中学校区を単位として小中学校にて授業交流を実施し、人権学習の充実を図った。 ・市内11中学校区のうち5中学校区を研究指定校区に指定した。	学校教育課
教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実	学校・幼稚園・保育所などの教育の場において、子どもたちと直に接する立場の教職員や保育士などを対象とした研修の機会を充実し、教職員等の男女共同参画意識の高揚を図ります。	・各学校や幼稚園単位で、県教委作成のリーフレットや法務局人権擁護局の資料等を活用した研修会を実施した。ワークショップ形式を取り入れ、職員の意見交流を行った。	学校教育課
保護者への推進	学校行事、PTA活動などを利用して、保護者や地域に男女共同参画の理念を更に広げるよう取り組みをすすめます。	・学校たよりなどを活用した啓発を行った。	学校教育課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭・地域では固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、「しきたりや慣習」を見直すことは大変困難なことのようによられます。しかし、家族構成やライフスタイルなどが多様化している現代では、性別で役割を固定するのではなく、男性も女性も、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、自らの意思で生き方が選択できる社会が求められます。

家庭に向けた取り組みとして、男性の育児参加を目的としたイベントの開催や、介護予防知識の普及、保育サービスや放課後児童クラブによる支援などを行い、家庭における男女共同参画を啓発しました。

仕事と家庭の両立支援では、企業訪問などを行い各種制度のパンフレットによる啓発を行いました。また、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを実践している事業所等を募集し、優れた事業所を表彰することで他の企業の意識向上を図りました。

地域への取り組みとしては、防災分野におけるリーダーを対象に女性の視点の重要性について講演を行いました。

①家庭生活における男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
家庭生活における啓発	家事、子育て、介護などの家庭における活動について男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識を高めるため普及啓発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険のしくみや介護サービスの内容および介護技術等について学び、家庭生活における男女共同参画を啓発した。(3月24日、49人参加) 【再掲】 ・赤ちゃんとパパのためのベビーマッサージとふれあいあそびを開催し、男性の育児参加を啓発した。(6月11日、13組参加) ・親子で工作や昔の遊び体験など、パパが育児に参加する機会を提供した。(2月11日、大人132人、子ども118人参加) 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
	子どもの頃から会話やコミュニケーションをとる機会を、家庭で作ることを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】 ・赤ちゃんとパパのためのベビーマッサージとふれあいあそびを開催し、男性の育児参加を啓発した。(6月11日、13組参加) ・親子で工作や昔の遊び体験など、パパが育児に参加する機会を提供した。(2月11日、大人132人、子ども118人参加) 	市民交流課 (れいんぼう伊勢)
公的サービス等の周知と充実	介護保険制度や公的保健福祉サービスの周知徹底により、女性に偏りがちな介護等の負担軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度について広報いせへの掲載やパンフレットを利用し市民への周知に努めた。 ・老人会対象の健康教育(51 	介護保険課 健康課

		回、1090人)にて「介護状態にならないいきいき生活＝介護予防」の知識の普及啓発を実施した。	
	多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターを充実させて、親が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育(9施設)、休日保育(2施設)、一時保育(4施設)を実施した。 ・放課後児童クラブ(27か所:公設8民設19)の委託運営やファミリーサポートセンター事業の実施 	こども課

②まちづくりにおける男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
地域活動における啓発	自治会や地区みらい会議(H27.4.1から「まちづくり協議会」に名称変更)など地域活動への積極的な参加を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の役員など選出時に女性委員の積極的登用について、会議の場で説明した。 	市民交流課
	固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、取り決めなどを見直すよう働きかけます。		
	地域での防災に関する取り組みにおいては、男女双方の視点の必要性について情報提供を行い、女性の参画を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市防災大学及び伊勢市自主防災隊リーダー研修にて、「伊勢市女性の視点による防災対策検討委員会」でご尽力いただいた静岡大学池田恵子教授を講師として招き、男女共同参画の視点から災害支援における重要性について講演を行った。 	危機管理課

③家庭・地域生活と仕事の両立支援

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性について、事業所などに向けて発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・三重労働局の育児休業・介護休業制度関連パンフレットを窓口に設置した。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者を募集し表彰した。 【仕事と】 生活の調和実践賞 株式会社 奥野建設	商工労政課 市民交流課

	雇い主、従業員双方に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の重要性について情報提供を行います。	・市内 17 企業を訪問し、企業の現況の聞き取りをするとともに、「女性活躍推進」、「仕事と生活の調和」、「職場における人権課題」について情報提供を行った。 訪問期間:11月27日(月)～12月8日(金)	市民交流課 人権政策課
--	--	--	----------------

(3) 働く場における男女共同参画の推進

働く場における男女共同参画の推進に関しては、女性の登用状況、休暇制度などの実態を知るため、企業訪問を実施しました。また、出産・育児・介護などにより離職し、再就職を希望する女性に対して「再就職支援セミナー」や、起業を希望する女性には「起業相談会」を開催しました。事業主には、「イクボス養成講座」を開催し、男性の育児参加や女性活躍の重要性を訴えました。また、男女共同参画の推進に優れた取り組みをしている事業者等を募集し、積極的に女性の活躍を促進している事業者等を表彰しました。男女が共に生き生きと働くことができる社会を目指し、男女共同参画の意識を雇い主・従業員双方に働きかけていく必要があります。

①企業などにおける男女共同参画の取り組みの支援

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
関係法令などの広報、啓発など	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法などの趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進などにおける男女平等の実現をめざします。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。	・ハラスメント対応特別相談窓口の啓発のためリーフレットを窓口に設置及び広報いせへ掲載した。 【再掲】 ・市内 17 企業を訪問し、企業の現況の聞き取りをするとともに、「女性活躍推進」、「仕事と生活の調和」、「職場における人権課題」について情報提供を行った。 訪問期間:11月27日(月)～12月8日(金)	商工労政課 市民交流課 人権政策課
	国、県などの行う表彰制度や助成金について情報を発信します。	・三重労働局の各種助成金パンフレットを窓口に設置した。 ・厚生労働省の女性活躍推進に関する認定リーフレットを配布した。	商工労政課

女性雇用の促進と企業における管理職などの意識啓発	女性が社会参加し、実力を発揮する場としての就労機会の拡大を関係機関と連携し、企業などへ働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に優れた取り組みをしている事業者等を表彰した。 【女性の活躍推進「きらり」賞】 株式会社 ゴーリキ ・中小企業の経営者を対象に、三重県と共同で「イクボス養成講座」を開催した。 【再掲】 ・市内 17 企業を訪問し、企業の現況の聞き取りをするとともに、「女性活躍推進」、「仕事と生活の調和」、「職場における人権課題」について情報提供を行った。 訪問期間:11月27日(月)～12月8日(金) 	市民交流課
男女共同参画推進条例の周知	男女共同参画社会の実現のために、条例で定めた「事業者が果たすべき役割」の周知に努めます。		

②多様な就労形態を可能にする労働環境の整備

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
柔軟な就業形態選択の促進	関係機関と連携し、ライフスタイルに合わせて多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職場や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう情報提供に努めます。	・三重労働局のパートタイム労働法関連パンフレットを窓口に設置した。	商工労政課
パートタイマー、派遣労働者の立場の保護	パートタイマーや派遣労働者などの立場を保護し、多様な労働環境を確保するため、関係機関と連携し、労働者と事業者の双方にパートタイム労働法・労働者派遣法などを周知し、情報提供に努めます。		
再就職の支援	出産・育児、介護などにより離職し、再就職したい意欲のある人に対する支援を、関係機関と連携して行います。	・「女性の再就職支援セミナー」の実施(2月23日、5人参加)	商工労政課 市民交流課

③女性の能力発揮促進のための支援

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
女性の起業への支援	起業する女性に対しては、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じるなどの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市産業支援センターにおいて「女性による女性のための起業相談会」を実施した。 ①第1回女性起業セミナー H29.8.25(金) 参加者数 26人 ②第1回「女性だけの起業座談会」 H29.9.22(金) 参加者数 5人 ③第1回「女性だけの起業個別相談会」 H29.10.13(金) 参加者数 5人 ④第2回女性起業セミナー H29.11.14(火) 参加者数 34人 ⑤第2回「女性だけの起業座談会」 H29.12.8(金) 参加者数 8人 ⑥第2回「女性だけの起業個別相談会」 H30.1.11(木) 参加者数 3人 ⑦第3回女性起業セミナー H30.3.20(火) 参加者数 31人 	商工労政課
研修受講などの機会創出	事業所内の研修などに性別に係わらず参加することができる職場環境になるよう働きかけます。	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内17企業を訪問し、企業の現況の聞き取りをするとともに、「女性活躍推進」、「仕事と生活の調和」、「職場における人権課題」について情報提供を行った。 訪問期間：11月27日(月)～12月8日(金) 	市民交流課
家族経営の労働条件の改善	自営業や農業など家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の認定更新時における相談会にて家族経営協定を紹介し、締結を勧めた。 	農林水産課

(4) 意思決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野で主体的に活躍している女性が増えてきました。しかしながら、企業の管理職や団体の代表など、意思決定の場にはまだまだ少ない状況です。周囲の男性の意識改革に加え、女性の行動力が必要です。

市の委員会、審議会などの女性委員の登用状況については、所属長宛に文書による促進を行うとともに、登用を推進するために協議を重ねました。

今後さらに男性の意識啓発と女性の人材育成に取り組む必要があります。

①市の審議会、委員会などへの女性登用促進

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
女性委員の積極的登用	市の委員会、審議会などの女性委員が40%以上となることを目標とします。また、女性委員がいない委員会などの解消をめざし、関係各課に積極的に働きかけ、女性の登用を推進します。	・庁内各課へ書面による要請(4月24日、2月2日)	市民交流課 (各課)
	委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大など、男女が参画しやすいしくみづくりをすすめます。	・附属機関の委員選出には、事前に選任計画書を市民交流課に提出し、女性登用の目標達成が困難な場合は協議することとした。	市民交流課 (各課)
女性人材の把握と活用	女性の登用をすすめるため、女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。	・人材リストへの登録募集	市民交流課

②女性職員の管理・監督職への登用促進

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
女性職員の積極的登用	女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることをめざし、女性職員の管理・監督職への登用や係長級職への登用をすすめます。	平成30年4月1日付異動において、女性職員の新たな登用を課長級2名、課長補佐級18名、係長級16名行った。	職員課
	あらゆる部署に男女がバランスよく配置されるような職員配置をめざします。	男女バランスのほか、所属での業務内容・年齢構成・経験年数などを考慮した配置を実施した。	職員課

③事業所や各種団体などの方針決定の場への女性の参画促進

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
さまざまな活動の場への参画促進	いろいろな団体などの会則や規約に、方針決定の場に男女が偏らず参画することを盛り込むよう働きかけます。	・男女共同参画週間 29年度標語「男で○、女で○、共同作業で◎。」を市広報、御菌総合支所内のホールへ掲出した。	市民交流課

(5) 人権の尊重と心身の健康支援

人権意識に基づいた男女平等の意識づくりでは、映画祭や講座を開催し人権意識を持つよう啓発しました。また、性的マイノリティへの理解を深めるためイベントを開催したり、広報いせやパンフレットなどで啓発を行いました。女性の健康支援として、パネル展示やリーフレット配布による啓発、健康教育などを行いました。また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス（子育て世代包括支援センター）」を拠点に、母子コーディネーター（保健師）や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図りました。妊娠初期からの不妊不育治療を行っている夫婦に対しては、治療にかかる費用（医療費）の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図りました。

男女共同参画を進めていく上でも人権意識は欠かせません。性別や年齢にかかわらず、人生のどの段階にあっても人として尊重され、心身ともに健康に暮らすことができる社会をめざすための取り組みをすすめる必要があります。

①人権意識に基づいた男女平等の意識づくり

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
男女平等の意識づくり	社会に根強く残っている男女の固定的な役割分担意識を解消し、性別に係わりなく主体的に自らの行動を選択できる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの人権についてをテーマに「人権を考える市民の集い」を開催した。(310人参加) ・性的マイノリティへの理解を深めるため、「みえレインボーフェスタ」(※LGBT啓発活動の一環として開催 主催:みえレインボーフェスタ実行委員会)を後援し、チラシ・ポスターの配布等を行った。 ・広報2月15日号シリーズ人権で「女性の人権問題～歴史と課題」というテーマで記事を掲載し、市民に理解を働きかけた。 ・市内17企業を訪問し、性的マ 	人権政策課

		<p>イノリティの雇用についてパンフレットを配布し働きかけを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を中心に、性的マイノリティへの理解を深めるための研修を行った。(市職員、関係団体職員等 136 人参加) ・人権映画祭において、身近な人権をテーマとして、映像作品を制作・鑑賞することで、人権問題について考えてもらう機会を提供。性的マイノリティをはじめとした個人の尊厳について、様々な視点で関心を集め、理解を深める効果があった。(230 人参加) 	
	<p>マスメディアによる性の商品化や暴力表現をなくすよう働きかけます。</p>	<p>広報いせの編集において、男女差別につながる言葉は使用しないよう徹底した。</p>	<p>広報広聴課</p>
<p>人権意識に基づく個人の尊重</p>	<p>一人ひとりの存在を大切にし、互いの人権を尊重する意識を持ち、地域社会や家庭内において「意見を言う」ことができる環境づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差別をなくす強調月間等で配布する「一人ひとりが輝くために」と題した人権啓発パンフレット 3,700 部を作成した。 ・人権啓発講座を開催し、受講者で男女混成のグループ討議を実施。「自らの意見を言う」或いは「他人の意見を聞く」機会を持って、人権感覚を身につけてもらった。(4 回延べ 169 人参加) 	<p>人権政策課</p>

②国際的視野に立った男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的施策	29 年度具体的な取り組み	実施部署
<p>国際社会の情報の収集、提供</p>	<p>男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、必要に応じ提供を行います。</p>	<p>・三重県内の関係団体で構成する実行委員会で「伊勢市国際交流フェスティバル」を実施し、国際交流、多文化共生に関する啓発を行った。(3 月 4 日、約 600 人参加)</p>	<p>市民交流課</p>
<p>多文化共生の推進</p>	<p>日本と外国の歴史・文化や生活習慣、言葉を学ぶ機会をつくりまします。</p>		

③性と生殖に関する健康支援の充実

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
保健事業の充実	健康教育、健康や性に関する相談、訪問指導などの保健事業の充実に努め、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、乳がん、子宮がんなどの女性特有の健康課題や、更年期障害などの加齢による健康問題についての正しい知識などの情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康文化週間啓発事業、女性がんに関する講演会及びパネル展示等による啓発、情報を提供した。 ・3月の「女性の健康週間」にちなみ、女性の健康に関するパネル展示や広報いせでの啓発 ・幼児健診で女性がんに関するパネル展示とリーフレットを配布した。 	健康課
女性の健康についての理解促進	妊娠・出産期の女性の健康についての理解促進のため、妊婦への情報提供の充実や、より効果的な周知方法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス（子育て世代包括支援センター）」を拠点に、母子コーディネーター（保健師）や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実に図った。（来所者数1517人）※H29年度からの新規事業 ・パパとママの教室時、母子健康手帳交付時に、妊娠期に起こりやすい貧血予防や禁煙指導など健康に関する啓発を実施した。（教室参加者148人、母子手帳交付者897人） ・産後は助産師による母乳や育児に関する相談事業を実施した。（おめでとうコール751人、おっぱい相談会87人） 	健康課
性に関する正しい知識の普及啓発	性に関する正しい知識と理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実に図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科保健分野での学習及び道徳や学活を活用した授業実践 ・性的マイノリティーについて、正しい理解のための講演会を実施した。 	学校教育課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解と定着	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念を情報発信し、認識を深めていくために、効果的な機会を捉えて啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん訪問や子育て相談時の機会を活用し、家族計画指導を実施した。（赤ちゃん訪問813人） 	健康課

		・不妊不育治療を行っている夫婦に対して、治療にかかる費用(医療費)の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図った。(助成件数:不妊 193 件、不育 3 件)	
--	--	---	--

(6) 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から振られる暴力)、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)などの暴力は、女性が被害者となる場合が多く、表面化しにくい傾向にあります。その背景には男性が女性を支配することを容認してきた社会意識があることが指摘されています。男性優位の社会意識を変えること、暴力はいかなる理由があろうとも許されるものではないとの認識を広める必要があります。

広報いせなどにより啓発を行うとともに、常勤の女性相談員を配置し、各関係機関と連携して支援する相談体制を構築しました。また、関係部署の担当で研修会を開催し、適切な事務の取扱いに関して情報共有し、DV被害者からの申出による住所情報の保護に市役所一体となって取り組みました。

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶のためには、暴力を許さない社会の意識づくりが重要です。

①暴力を許さない社会の意識づくり

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
暴力を許さない社会意識の形成	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントやストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発を更に充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の未然防止や早期発見、対応を図るため、関係機関で組織する子ども家庭支援ネットワークの代表者や実務担当者による会議を開催した。 ・児童虐待防止法推進月間に、街頭啓発活動を実施した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報いせなどにより啓発を行なった。 ・高齢者虐待防止について広報誌にて市民に周知を行なった。また、高齢者と関わる関係者向けに高齢者虐待防止について研 	<p>こども課</p> <p>市民交流課</p> <p>地域包括ケア推進課</p>

		修、事例検討会を行い、認識を深め意識づくりを行った。	
発生防止と早期発見	広報紙、市のホームページ、パンフレットなどにより、DVやDV防止法、相談窓口に関する情報を幅広く提供し、発生防止と早期発見に努め、被害の拡大防止をめざします。また、男性相談に関する情報提供も行っていきます。	・広報いせやホームページ、リーフレットを通じて、相談窓口の情報を発信した。	こども課

②ドメスティック・バイオレンスへの対策

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
DVについての正しい知識、認識の啓発	DVを許さない社会をつくるために、DVに対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、効果的な情報発信を行っていきます。	・DV相談を通じて、DVに対する正しい理解を周知した。 【再掲】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報いせなどにより啓発を行なった。	こども課 市民交流課
	DV被害者に対して、相談・支援体制などに関する情報提供を強化します。	・広報いせやホームページ、リーフレットを通じて、相談窓口の情報を発信した。	こども課
相談体制の整備・充実	こども家庭相談センターを中心に女性相談員、警察、学校、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を強化し、DV被害者が、相談しやすい体制の整備、充実に努めます。	・女性相談員(常勤)を配置し、各関係機関と連携して相談・支援する体制を構築した。	こども課
被害者の自立支援	DV被害者が加害者から逃れ、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策を検討します。	・相談者が安心した生活を送れるよう助言し、関係機関と連携して支援策を検討した。	こども課
	DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、市の各部署で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組みます。	・住所保護の申出への対応(戸籍住民課) ・支援措置申出があった場合は市の住所情報を扱う関係部署と情報共有した。また、年1回、適切な事務取扱のため、担当者で研修会を開催した。 ・DV被害者の方へ、新たな基礎	戸籍住民課 市民交流課 医療保険課

		年金番号付番等の措置を講じてくれるため、年金事務所への届出をするよう勧奨した。(医療保険課) ・DV被害者から住民基本台帳事務などにおける支援措置申出があった場合は、課内で情報を共有し、被害者の安全確保に取り組んだ。(各課)	(各課)
--	--	---	------

③セクシュアル・ハラスメントなどへの対策

施策の方向性	具体的施策	29年度具体的な取り組み	実施部署
セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為についての正しい知識、認識の啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為を防止するため、雇用の分野のほか、地域や日常生活の場においても発生することなど、正しい知識と認識の情報提供を行います。	・女性相談を通じて、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為に対する正しい理解を周知した。 【再掲】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報いせなどにより啓発を行なった。	こども課 市民交流課

5 審議会による評価及び意見

家庭・地域における男女共同参画に関する意識の普及には、今後も地域で開催されている学習講座の機会を利用し、意識の普及を図っていくことが望ましいと考える。また、市では、男女がお互いを思いやる日として、毎年8月17日を「パートナーの日」と定め普及を図っているが、依然その認知度は低いままである。近年における多様化のため、「パートナー」の意味する対象が分かりにくいといった課題もあるかとは思いますが、啓発方法を工夫し「パートナーの日」の認知度を高めていって欲しい。

働く場における男女共同参画の推進においては、市が表彰している男女共同参画推進表彰事業者を広く周知し、その優れた取り組みを広め、地域全体で男女がともに働きやすい職場環境作りの機運の醸成を図っていくべきと考える。働く女性や、あらゆる分野で主体的に活躍している女性が増えてきたが、企業の管理職や団体の代表など、意思決定の場にはまだまだ少ない現状がある。基本計画の中でも市の審議会、委員会などへの女性の登用率を40パーセントの目標値と定めているが、現状の数値とは乖離している。なぜ達成できなかったのかを検証し努力していかなくてはならない。様々な団体と連携することで人材を発掘し、併せて人材育成のための施策を実施することが重要である。

6 指標

第2次伊勢市男女共同参画基本計画)の成果目標の取り組み

成果目標	2016年	2017年	2017年 目標値
市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」への否定率 (男女全体で) ※()内回答者数	67.3% (1,732人)	72% (1,535人)	80%
市民意識調査における「パートナーの日」を知っている人の割合 ※()内回答者数	12.2% (1,741人)	9% (1,548人)	50%
男女共同参画に関する講座などの男性参加者の割合 ※()内総参加者数	17.2% (437人)	26.5% (538人)	40%
市民意識調査における「男女の地位の平等(家庭生活)」について「平等」と考える人の割合 ※()内回答者数	43.8% (1,716人)	42% (1,523人)	50%
地区みらい会議(H27.4.1～「まちづくり協議会」に名称変更)における代議員の女性参画率 ※()内総代議員数	18.2% (963人)	19.8% (989人)	40%
市民意識調査における「賃金」に対する男女平等感について、女性の回答「男性が優遇」「どちらかというと男性」の比率 ※()内回答者数	63.0% (557人)	64% (453人)	50%
市民意識調査における「人事配置や昇進」に対する男女平等感について、女性の回答「男性が優遇」「どちらかというと男性」の比率 ※()内回答者数	68.0% (549人)	70% (447人)	50%
農業従事者の家族経営協定締結数	23件	25件	25件
市の審議会、委員会などへの女性の登用率 ※()内総委員数	22.0% (927人)	21.9% (986人)	40%
市の係長以上の女性職員の割合 ※()内対象職員総数	30.4% (503人)	31.3% (517人)	35%

7 資料

都市宣言

伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、美しい自然と豊かな文化に恵まれ、古くより"お伊勢さん"と親しまれたこのまちを誇りとし、男女が性別を超え世代を超え、人として尊重しあい喜びも責任も分かちあい、共にいきいきと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成18年7月11日

基本理念

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人の能力を発揮する機会が確保され、自己の存在価値を認めることのできる実質的な男女の人権が尊重される社会をめざします。

2 社会における制度等の見直し

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度、慣行が個人としての生き方を阻害することなく、また、自立した個人として活動できる社会をめざします。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

社会のあらゆる分野で、重要な事項を決定する場に男女が共に参画することが、男女共同参画社会を形成していくうえで不可欠です。男女が共に責任をもち、あらゆる分野に参画していく社会をめざします。

4 家庭生活における活動と仕事等その他の活動の両立

社会情勢の変化に伴い、人の生き方も多様化し、従来の社会体制では生活しにくくなっています。男女が共に家庭と仕事、地域活動にバランスよく参加できる社会をめざします。

5 国際的協調

わが国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係があり、国際社会の一員として国際的な連携・協力の下に行うことが望まれています。本市においても、こうした趣旨を踏まえ、国際的な視野にたって男女共同参画社会の実現をめざします。

2018年(平成29年)版

伊勢市男女共同参画基本計画実施状況報告書

2019年1月発行

伊勢市環境生活部市民交流課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL : 0696-21-5513 FAX : 0596-21-5642

E-mail : kouryu@city.ise.mie.jp